



平成 30 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 ネ オ ス 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 池 田 昌 史  
(コード番号：3627 東証第1部)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 黒 尾 哲 雄  
(TEL. 03-5209-1590)

当社の従業員並びに当社子会社の取締役に対する  
ストックオプションとしての新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 4 月 24 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、承認を求める議案を、平成 30 年 5 月 24 日開催の第 14 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与する理由及びその相当性  
当社の従業員並びに当社子会社の取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とする。
2. 新株予約権の割当対象者  
当社の従業員並びに当社子会社の取締役
3. 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的内容  
(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
当社普通株式 70,000 株を上限とする。  
なお、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割または株式併合の比率

さらに、当社が株式無償割当てを行う場合または合併もしくは会社分割を行う場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の数

700 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1 株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権の公正価額を新株予約権 1 個と引換えに払い込む金銭の額（以下、「払込金額」という。）とし、当社の従業員に対しては、払込金額に割り当てを受けた新株予約権の数を乗じて得た額に相当する金銭報酬を支給することとし、当該報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺することによって、新株予約権を取得させるものとする。当社子会社の取締役に対しては、子会社が当該取締役に対して負担する報酬支払債務のうち、払込金額に割り当てを受けた新株予約権の数を乗じて得た額に相当する報酬支払債務を当社が子会社から引き受けることとし、当該報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺することによって、新株予約権を取得させるものとする。新株予約権の公正価額は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算出される公正な評価単価に基づいて取締役会の決議で定めるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は 1 円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 3 年を経過した日より、新株予約権の割当日の翌日から 3 年を経過する日までの期間で当社取締役会が定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社の従業員並びに当社子会社の取締役、または取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。
- ② その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会または取締役会で承認されたときは、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以 上